

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

「おもしろおかしく」の堀場さん逝く ベンチャー企業のDNA、京都をけん引

京都市の堀場製作所創業者の堀場雅夫最高顧問が、今夏90歳で亡くなった。ベンチャー企業の宝庫である京都にあって、レジェンド起業経営者とし内外にHORIBAの名を轟かせ、まさに巨星逝くという表現に合う最期だった。

HORIBA(堀場製作所とグループ会社)は「環境」「健康」「エネルギー」など暮らしに欠かせない分野で、分析・計測機器を提供するグローバル企業。世界シェア80%のエンジン排ガス計測システムなど、世界トップクラスのシェアの製品が売上高の約6割を占める。

堀場氏は京都帝国大在学中に前身の堀場無線研究所を創業し、53歳で社長を退いた。

後半生は学者志望の夢を起業家支援の活動に切り替え、“京都企業”のDNAを後世に繋ぐことに専念し、島津製作所、京セラ、村田製作所、オムロンなどに多大な影響を与えた。

レジェンド経営者には、名言も遺産となる。「イヤならやめろ」「出る杭になれ」「人の話なんか聞くな」「もっとわがままになれ」。新技術や発想でゼロから大企業に挑むベンチャービジネスの支援活動に力を注いだ。ただ、近年の有力なベンチャー企業が育たない現状に無念さを感じ、若者たちに「もっと面白いことに飛びつき、リスクを取って挑戦しろ」と注文を出した。同社の社是は「おもしろおかしく」と冗談の様だが、冷静なマーケットター(市場戦略家)でもあった。

税務会計

弔慰金は一定枠を超えると課税対象 弔慰金を有効活用して節税が可能

被相続人の死亡によって被相続人の勤め先等の雇用主などから弔慰金などの名目で受け取った金銭などのうち、実質上退職手当金等に該当すると認められる部分は相続税の対象となる。

これ以外の部分は、被相続人の死亡が、(1)業務上の死亡であるときは、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分相当額、(2)業務上の死亡でないときは、被相続人の死亡当時の普通給与の半年分(6ヵ月分)相当額が「弔慰金に相当する金額」として非課税となる。これを超えた場合は、その部分に相当する金額が退職手当金等として相続税の課税対象となるので注意したい。

この弔慰金等には上記のように非課税枠があるので有効活用ができる。

例えば、被相続人の役員報酬が150万円/月(賞与を除く)、死亡原因が非業務上のケースで、死亡退職金6000万円で弔慰金がゼロの場合は、当然ながら死亡退職金6000万円全額が課税対象となる。

しかし、死亡退職金5000万円と弔慰金100万円に分けてもらった場合は、弔慰金の非課税枠「150万円×6ヵ月=900万円」があり、退職金としての課税対象額は「1000万円-900万円=100万円」となり、死亡退職金5000万円+100万円の計5100万円が課税対象となる。このように、「退職金」だけでもらう場合と「退職金と弔慰金」に分けてもらう場合とでは、相続財産としての課税対象が900万円も違ってくるので、有効活用したい。

今週のキーワード

社是(しゃぜ)

「おもしろおかしく」は常にベンチャー精神を忘れるな、に通じる。堀場さんは京都の企業風土を語るとき「8合目産業」と言った。「京都には高度な技術の集積というベースキャンプが8合目にあるのでゼロから山に登る必要はない」「京都は人を育てる『旦那文化』が根強く、起業しやすい」という意味だった。パナソニックやサントリーの「やってみなはれ」も挑戦。IBMは「∞」(無限大)、ゼロックスは「THINK」(考えろ)。21世紀以降、印象や記憶に残る社是は少なくなったようだ。